

## 第 2 号 議 案

定款の一部変更について

## 第 2 号 議 案

### 定款の一部変更について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立（令和元年6月14日公布）により、農業協同組合法および農業協同組合法施行規則の改正（令和元年12月14日施行）が行われた。

また、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」により、農業経営基盤強化促進法（令和2年4月1日施行）が改正された。

さらに、農業協同組合および農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第59条の規定に基づく特定農業協同組合の承認、および農業協同組合法施行令第32条第3項の規定の適用を受けることに伴い、余裕金運用対象が拡大される。

これらに伴い、定款の一部を変更する。

主な変更点は以下のとおり。

#### 1. 定款

- ①農業経営基盤強化促進法において、農地利用集積円滑化事業に関する規定が削除等されることに伴う所要の変更を行う。
- ②役員欠格事由において成年被後見人等を役員欠格者としている規定について、心身の故障等の状況につき個別・実質的に照らして職務に必要な能力の有無を判断する規定へと変更する。
- ③余裕金の運用対象が拡大されることから、余裕金運用に関する規定について必要な変更並びに追加を行う。

#### 2. 定款附属書総代選挙規程

定款の変更に伴い、被選挙権を有しない者についての規定を変更する。

#### 附帯決議

第2号議案の認可申請に際し、行政庁から字句の修正等の指示があるときは、これに対する措置を組合長に一任する。

1. 定款

新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>第2章 事 業 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第23号から第35号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 <u>(削る)</u></p> <p><u>②～⑦</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>第5章 役 職 員 (略)</p> <p>(役員の欠格事由)</p> <p>第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。 1～2 (略) 3 <u>精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> 4～8 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(役員の実任)</p> <p>第34条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、<u>(削る) 農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6章 総 会 (略)</p> <p>(総会の決議事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p>	<p>第2章 事 業 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第23号から第35号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>② 第7条第1項第7号の事業のうち農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。）の実施に当たっては、農地利用集積円滑化事業規程の定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>③～⑧</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>第5章 役 職 員 (略)</p> <p>(役員の欠格事由)</p> <p>第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。 1～2 (略) 3 <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u> 4～8 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(役員の実任)</p> <p>第34条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、<u>農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6章 総 会 (略)</p> <p>(総会の決議事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p>

変 更 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、<u>(削る) 農業経営受託規程及び特定農地貸付規程</u>の設定、変更及び廃止</p> <p>3～19 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、<u>農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程</u>の設定、変更及び廃止</p> <p>3～19 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>第8章 理事会 (略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第55条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 <u>第60条第1項第7号に掲げる方法に運用する余裕金の額の最高限度に関する事項</u></p> <p>10 累積2億円超の信用の供与等(法第11条の8第1項に規定する信用の供与等(第15号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)の決定に関する事項</p> <p>11～26 (略)</p> <p>② 理事は、前項第17号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第8章 理事会 (略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第55条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>9 累積2億円超の信用の供与等(法第11条の8第1項に規定する信用の供与等(第14号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)の決定に関する事項</p> <p>10～25 (略)</p> <p>② 理事は、前項第16号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(略)</p>
<p>第9章 会計 (略)</p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第60条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭の信託(<u>金銭の信託で金銭信託以外のもの</u>にあつては、<u>主務大臣の指定するものに限る。</u>)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 <u>株式(主務大臣の指定するものに限る。)の取得</u></p> <p>8 短期社債等の取得</p> <p>9 <u>第2号及び第3号に規定する債券以外の債券で主務大臣の指定するものの取得</u></p> <p>② この組合は、前項第2号、第3号若しくは第9号に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券の信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託をすることができる。</p>	<p>第9章 会計 (略)</p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第60条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭の信託(<u>運用方法の特定したものを除く。</u>)</p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>7 短期社債等の取得</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>② この組合は、前項第2号若しくは第3号(<u>追加</u>)に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券の信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託をすることができる。</p>

変 更 後	現 行
③ この組合が、第1項第3号から第 <u>9</u> 号までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入に係る貯金及び定期積金の合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。 ④・⑤ (略)  (以下略)	③ この組合が、第1項第3号から第 <u>7</u> 号までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入に係る貯金及び定期積金の合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。 ④・⑤ (略)  (以下略)

附 則

1. この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
2. 前項の規定にかかわらず、変更前の第39条第1項第13号、第40条第1号、第55条第1項第20号及び同項第21号については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に基づく存続中央会の会員である間は、なお従前の例による。
3. 第1項の規定にかかわらず、会計監査人に関する規定については、平成31年3月1日以降最初に招集する通常総代会の日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。
4. 第1項の規定に関わらず、現行の農地利用集積円滑化事業規程に基づく「農地売買等事業」として買い入れた農地については売り渡すまでの間、借り受けた農地で現に貸し付けているものについては契約期間満了までの間は、なお従前の例による。

2. 定款附属書総代選挙規程

新旧対照表

変 更 後	現 行
(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 1 (略) 2 <u>精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> 3～4 (略)  (以下略)	(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 1 (略) 2 <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u>  3～4 (略)  (以下略)

附 則

この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。